

## 【質疑応答】令和5年度箕面市情報セキュリティ監査業務委託

令和5年9月8日

項番	該当箇所	質疑	回答
1	仕様書 4.監査対象 (1)監査対象システム	「個別システム(3システム)」との記載がありますが、監査対象部門も「3部門」を対象とする、という認識でよいでしょうか。	現時点では、ご認識のとおり、3部門を対象とする想定です。
2	仕様書 9.監査報告書の様式	「監査報告書(公開版)」は「監査報告書(詳細)」より公開不可の部分を削除し、公開可能部分のみとした報告書であるとの認識ですが、正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書 14.委託業務の留意事項 (3)現地またはリモートによる監査の実施等	「本業務は原則として、本市内において実施する」との記載がありますが、表題の「監査の実施等(監査ヒアリング、現地視察、監査報告会等)」以外の作業として、 ・貴市ご担当との各種事前打合せ ・各種資料のレビュー打合せ などが想定されます。これらは、効率性を重視し、貴市より承認を得た上で、貴市指定のツール(Zoom等)を利用したリモート会議を前提としていますが、問題ないでしょうか。	「監査の実施等(監査ヒアリング、現地視察、監査報告会等)」以外の作業として想定されているような打ち合わせであれば、本市の承認を得た上でリモート会議の実施でも問題ありません。詳細は、落札者決定後に本市と協議してください。